



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 教育委員会規則

- \*3 和歌山県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則 ..... 1
- \*4 和歌山県大学生等進学支援金貸与条例施行規則の一部を改正する規則 ..... 8

## 教育委員会規則

### 和歌山県教育委員会規則第3号

和歌山県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月25日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

和歌山県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

(和歌山県文化財保護条例施行規則の一部改正)

第1条 和歌山県文化財保護条例施行規則 (昭和32年和歌山県教育委員会規則第1号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第2条の3 略</p> <p>(和歌山県文化財保護審議会への諮問)</p> <p><u>第2条の4 条例第5条第5号の和歌山県文化財保護審議会に諮問すべき場合として委員会規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</u></p> <p>(1) <u>無形文化財の保持者又は保持団体について、条例第3条第3項の規定により認定し、又は条例第4条第2項の規定によりその認定を解除しようとするとき。</u></p> <p>(2) <u>選定保存技術の保持者又は保存団体について、条例第3条の2第2項の規定により認定し、又は条例第4条第7項の規定により準用する同条第2項の規定によりその認定を解除しようとするとき。</u></p> <p>(届出の様式)</p> <p>第4条 次の各号に掲げる届出書等の様式は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 条例第9条第3項の規定による管理責任者の変更並びに条例第14条第1項及び第2項並びに条例第14条の2第1項及び第2項の規定による届 別記第6号様式</p> <p>第6条 略</p> <p>(修理又は復旧の届出)</p> <p><u>第6条の2 条例第14条第1項 (同項第6号に係るものに限る。) の規定による届出を行った者は、当該届出に係る修理又は復旧が終了したときは、速やかに委員会に報告するものとする。</u></p>	<p>第2条の3 略</p> <p>(届出の様式)</p> <p>第4条 次の各号に掲げる届出書等の様式は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 条例第9条第3項の規定による管理責任者の変更並びに条例第14条各号並びに条例第14条の2第1項及び第2項の規定による届 別記第6号様式</p> <p>第6条 略</p>

2 条例第14条第1項第6号ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 条例第15条第1項の規定による指定文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の許可を受けて修理又は復旧を行うとき。
- (2) 条例第16条第1項の規定による経費の補助を受けて修理又は復旧を行うとき。

(所在の変更の届出)

第6条の3 条例第14条第2項ただし書の規定により所在の場所の変更の届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 条例第8条の規定による指示を受けて行う措置のために所在の場所を変更しようとするとき。
- (2) 条例第14条第1項第6号の規定による届出をして行う修理のために所在の場所を変更しようとするとき。
- (3) 条例第15条第1項の規定による許可を受けて行う現状変更等のために所在の場所を変更しようとするとき。
- (4) 条例第16条第1項の規定による経費の補助を受けて行う管理又は修理のため所在の場所を変更しようとするとき。
- (5) 条例第17条の規定による勧告を受けて行う公開又は出品のために所在の場所を変更しようとするとき。
- (6) 前各号に掲げる場合以外の場合であって、所在の場所の変更が30日を超えないとき。ただし、公衆の観覧に供するため所在の場所を変更しようとする場合を除く。

2 条例第14条第2項ただし書の規定により所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる場合は、火災、震災等の災害に際し所在の場所を変更する場合その他所在を変更することについて緊急やむを得ない事由がある場合とする。

(現状変更)

第7条 現状変更等をしようとするときは、当該現状変更等をしようとする日の20日前までに、別記第8号様式による申請書に次の各号に掲げる書類を添えてこれを委員会に提出しなければならない。

(1)～(7) 略

2 略

(維持の措置の範囲)

第8条 条例第14条の2第3項及び条例第15条第2項に規定する維持の措置の範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1)～(3) 略

(埋蔵文化財等の事務)

第15条 条例第27条に規定する事務に係る届出又は通知に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

(周知の埋蔵文化財包蔵地)

第16条 条例第28条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地とは、教育長が別に定める遺跡等を包蔵する土地で、委員会が作成する周知の埋蔵文化財包蔵地所在地図（以下「所在地図」という。）に表示された範囲の土地をいう。

2～4 略

(現状変更)

第7条 条例第15条第1項に規定する指定文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）をしようとするときは、現状変更等をしようとする日の20日前までに、別記第8号様式による申請書に次の各号に掲げる書類を添えてこれを委員会に提出しなければならない。

(1)～(7) 略

2 略

(維持の措置の範囲)

第8条 条例第14条の2第3項及び条例第15条第2項に規定する維持の措置の範囲は、次の各号の一に該当する場合とする。

(1)～(3) 略

(埋蔵文化財等の事務)

第15条 条例第26条に規定する事務に係る届出又は通知に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

(周知の埋蔵文化財包蔵地)

第16条 条例第27条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地とは、教育長が別に定める遺跡等を包蔵する土地で、委員会が作成する周知の埋蔵文化財包蔵地所在地図（以下「所在地図」という。）に表示された範囲の土地をいう。

2～4 略

<p>5 委員会は、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲、内容等の変更に係る情報を得た場合は、その正確な内容等の把握を行い、周知の埋蔵文化財包蔵地としての取扱いについて文化財の保護に関する事務を所掌する市町村の機関と協議しなければならない。</p> <p>6 前項の協議の申出は、委員会及び文化財の保護に関する事務を所掌する市町村の機関の双方が行うことができる。</p> <p>7 略</p> <p>(文化財) 第17条 略 2 略 3 条例第29条に規定する譲与又は譲渡の申請書は、別記第12号様式によるものとする。 4～7 略</p>	<p>5 委員会は、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲、内容等の変更に係る情報を得た場合は、その正確な内容等の把握を行い、周知の埋蔵文化財包蔵地としての取扱いについて市町村教育委員会と協議しなければならない。</p> <p>6 前項の協議の申出は、委員会及び市町村教育委員会の双方が行うことができる。</p> <p>7 略</p> <p>(文化財) 第17条 略 2 略 3 条例第28条に規定する譲与又は譲渡の申請書は、別記第12号様式によるものとする。 4～7 略</p>
---	---

別記第2号様式裏備考2中 「変更しようとする」を「変更した」に改める。

別記第11号様式中「現状変更等」を「修理」に改める。

別記第12号様式中「第28条」を「第29条」に改める。

第2条 和歌山県文化財保護条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第2条の3 略</p> <p>(登録の申請) 第2条の4 条例第3条の5第2項の規定により準用する条例第3条第2項の規定による和歌山県登録文化財の登録の申請には、第2条第1項の規定を準用する。</p> <p>2 条例第3条の5第2項の規定により準用する条例第3条第2項の規定による和歌山県登録文化財の登録の同意には、第2条第2項の規定を準用する。</p> <p>(和歌山県文化財保護審議会への諮問) 第2条の5 条例第5条第6号の和歌山県文化財保護審議会に諮問すべき場合として委員会規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 (1)・(2) 略</p> <p>(指定書及び認定書) 第3条 略</p> <p>(選定書) 第3条の2 略</p>	<p>第2条の3 略</p> <p>(和歌山県文化財保護審議会への諮問) 第2条の4 条例第5条第5号の和歌山県文化財保護審議会に諮問すべき場合として委員会規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 (1)・(2) 略</p> <p>(指定書等) 第3条 略 2 指定書又は認定書(以下「指定書等」という。)の交付を受けた者が指定書等を紛失し、若しくは亡失し、又は著しく破損し、若しくは汚損したときは、別記第4号様式による指定書(認定書)再交付申請書を委員会に提出し、再交付を受けなければならない。</p> <p>(選定書) 第3条の2 略 2 選定書の交付を受けた者が選定書を紛失し、若しくは亡失し、又は著しく破損し、若しくは</p>

## (登録証)

第3条の3 条例第6条第1項に規定する登録証の様式は、別記第3号様式の3によるものとする。

## (指定書等の再交付)

第3条の4 指定書、認定書、選定書又は登録証(以下「指定書等」という。)の交付を受けた者が指定書等を紛失し、若しくは亡失し、又は著しく破損し、若しくは汚損したときは、別記第4号様式による指定書(認定書、選定書、登録証)再交付申請書を委員会に提出し、再交付を受けなければならない。

## (標識等の設置基準)

第6条 条例第13条の規定により設置すべき標識には、次に掲げる事項を記入するものとする。

(1) 和歌山県指定文化財の文字又は和歌山県登録文化財の文字

(2) 略

(3) 指定年月日又は登録年月日

(4)・(5) 略

2 条例第13条の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

(1) 和歌山県指定文化財の文字又は和歌山県登録文化財の文字及び当該文化財の名称

(2) 指定年月日又は登録年月日

(3) 指定又は登録の理由

(4)～(6) 略

3 条例第13条の規定により設置すべき境界標には、次に掲げる事項を記入するものとする。

(1) 指定又は登録に係る地域の境界を示す方向指示線

(2) 和歌山県指定文化財境界の文字又は和歌山県登録文化財境界の文字及び委員会の文字

4 前3項に定めるもののほか、標識、説明板、境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該指定文化財又は当該登録文化財の管理のため必要な程度において環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

5 略

## (維持の措置の範囲)

第8条 条例第14条第4項、条例第14条の2第3項及び条例第15条第2項に規定する維持の措置の範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 指定文化財、選定文化的景観又は登録文化財(以下この条において「指定文化財等」という。)が毀損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該指定文化財等をその指定、選定又は登録当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたもの、選定又は登録後において現状変更等の届出をしたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。

(2)・(3) 略

## (指定文化財等保存活用計画の認定の申請)

第9条 条例第18条第1項に規定する指定文化財等保存活用計画(以下「指定文化財等保存活用計画」という。)の認定の申請をしようとする者は、別記第9号様式による申請書を委員会に提出しなければならない。

汚損したときは、前条第2項の規定を準用する。

。

## (標識等の設置基準)

第6条 条例第13条の規定により設置すべき標識には、次に掲げる事項を記入するものとする。

(1) 和歌山県指定文化財の文字

(2) 略

(3) 指定年月日

(4)・(5) 略

2 条例第13条の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

(1) 和歌山県指定文化財の文字及び当該文化財の名称

(2) 指定年月日

(3) 指定の理由

(4)～(6) 略

3 条例第13条の規定により設置すべき境界標には、次に掲げる事項を記入するものとする。

(1) 指定に係る地域の境界を示す方向指示線

(2) 和歌山県指定文化財境界の文字及び委員会の文字

4 前3項に定めるもののほか、標識、説明板、境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該指定文化財の管理のため必要な程度において環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

5 略

## (維持の措置の範囲)

第8条 条例第14条の2第3項及び条例第15条第2項に規定する維持の措置の範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 指定文化財又は選定文化的景観(以下「指定文化財等」という。)が毀損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該指定文化財等をその指定又は選定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたもの又は選定後において現状変更等の届出をしたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。

(2)・(3) 略

## (指定文化財等保存活用計画の認定の申請)

第9条 条例第18条第1項に規定する指定文化財等保存活用計画(以下「指定文化財等保存活用計画」という。)の認定の申請をしようとする者は、別記第9号様式による申請書を委員会に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類、図面又は写真を添えなければならない。
- (1) 指定文化財等保存活用計画に条例第18条第3項第1号に掲げる事項を記載している場合は、それぞれの種別により次に掲げる書類、図面又は写真  
ア・イ 略
- (2) 指定文化財等保存活用計画に条例第18条第3項第2号に掲げる事項を記載している場合は、次に掲げる書類、図面又は写真  
ア～ウ 略
- (3) 指定文化財等保存活用計画に条例第18条第3項第3号に掲げる事項を記載している場合は、同号に規定する当該指定文化財の所有者と寄託先美術館（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の6の7第2項第5号に規定する寄託先美術館をいう。以下同じ。）の設置者との間で締結された当該指定文化財の公開を目的とする寄託契約に関する契約書の写し
- (4) 指定文化財等保存活用計画に条例第18条第3項第4号に掲げる事項を記載している場合は、それぞれの種別により第1号ア又はイに掲げる書類、図面若しくは写真
- (5) 略

(指定文化財等保存活用計画添付書類等の記載事項等の変更)  
第10条 略

(指定文化財等保存活用計画の記載事項)  
第11条 条例第18条第2項第4号のその他委員会規則で定める事項は、指定文化財等保存活用計画の名称のほか、それぞれの種別により次に掲げるものとする。

- (1) 有形文化財又は有形の民俗文化財  
ア 略  
イ 指定年月日又は登録年月日及び指定書又は登録証の記号番号  
ウ～カ 略
- (2) 無形文化財又は無形の民俗文化財  
ア 指定年月日又は登録年月日及び指定書又は登録証の記号番号  
イ・ウ 略
- (3) 記念物  
ア 指定年月日又は登録年月日及び指定書又は登録証の記号番号  
イ～エ 略
- 2 指定文化財等保存活用計画に条例第18条第3項第1号に掲げる事項を記載する場合は、それぞれの種別により次に掲げる事項を記載するものとする。  
(1)・(2) 略
- 3 指定文化財等保存活用計画に条例第18条第3項第2号に掲げる事項を記載する場合は、次に掲げる事項を記載するものとする。  
(1)～(4) 略
- 4 指定文化財等保存活用計画に条例第18条第3項第3号に掲げる事項を記載する場合は、次に掲げる事項を記載するものとする。  
(1)～(3) 略
- 5 指定文化財等保存活用計画に条例第18条第3項第4号に掲げる事項を記載する場合は、第2項各号に掲げる事項を記載するものとする。

(認定を受けた指定文化財等保存活用計画の軽微な変更)  
第12条 略

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類、図面又は写真を添えなければならない。
- (1) 指定文化財保存活用計画に条例第18条第3項第1号に掲げる事項を記載している場合は、それぞれの種別により次に掲げる書類、図面又は写真  
ア・イ 略
- (2) 指定文化財保存活用計画に条例第18条第3項第2号に掲げる事項を記載している場合は、次に掲げる書類、図面又は写真  
ア～ウ 略
- (3) 指定文化財保存活用計画に条例第18条第3項第3号に掲げる事項を記載している場合は、同号に規定する当該指定文化財の所有者と寄託先美術館（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の6の7第2項第5号に規定する寄託先美術館をいう。以下同じ。）の設置者との間で締結された当該指定文化財の公開を目的とする寄託契約に関する契約書の写し
- (4) 略

(指定文化財保存活用計画添付書類等の記載事項等の変更)  
第10条 略

(指定文化財保存活用計画の記載事項)  
第11条 条例第18条第2項第4号のその他委員会規則で定める事項は、指定文化財保存活用計画の名称のほか、それぞれの種別により次に掲げるものとする。

- (1) 有形文化財又は有形の民俗文化財  
ア 略  
イ 指定年月日及び指定書の記号番号  
ウ～カ 略
- (2) 無形文化財又は無形の民俗文化財  
ア 指定年月日及び指定書の記号番号  
イ・ウ 略
- (3) 記念物  
ア 指定年月日及び指定書の記号番号  
イ～エ 略
- 2 指定文化財保存活用計画に条例第18条第3項第1号に掲げる事項を記載する場合は、それぞれの種別により次に掲げる事項を記載するものとする。  
(1)・(2) 略
- 3 指定文化財保存活用計画に条例第18条第3項第2号に掲げる事項を記載する場合は、次に掲げる事項を記載するものとする。  
(1)～(4) 略
- 4 指定文化財保存活用計画に条例第18条第3項第3号に掲げる事項を記載する場合は、次に掲げる事項を記載するものとする。  
(1)～(3) 略

(認定を受けた指定文化財保存活用計画の軽微な変更)  
第12条 略

(台帳)

第18条 委員会は、指定文化財、選定保存技術、選定文化的景観、選定伝統的建造物群保存地区又は登録文化財の種別ごとに必要事項を記載した指定、認定若しくは選定の台帳又は登録台帳を備え、写真及び実測図その他の資料を添付しておくものとする。

(国の指定基準等の準用)

第19条 条例及びこの規則の規定による指定、認定、選定及び登録の基準については、国の基準の例によるものとする。

別記第1号様式 (第2条関係)

略

指定(登録)同意書

私の所有(占有)する下記の文化財を和歌山県指定(登録)文化財として指定(登録)することに同意します。

略

注意 略

(台帳)

第18条 委員会は、指定文化財、選定保存技術、選定文化的景観又は選定伝統的建造物群保存地区の種別ごとに必要事項を記載した指定、認定又は選定の台帳を備え、写真及び実測図その他の資料を添付しておくものとする。

(国の指定基準等の準用)

第19条 条例及びこの規則の規定による指定、認定及び選定の基準については、国の基準の例によるものとする。

別記第1号様式 (第2条関係)

略

指定同意書

私の所有(占有)する下記の文化財を和歌山県指定文化財として指定することに同意します。

略

注意 略

別記第3号様式の2の次に次の1様式を加える。

別記第3号様式の3 (第3条の3関係)

(表)

記号番号

登録証

名称 員数

和歌山県文化財保護条例(昭和31年和歌山県条例第40号)の規定により、和歌山県登録文化財として、登録台帳に登録する。

年 月 日

和歌山県教育委員会 印

(裏)

所有者	住 所	所在の場所	交付、再交付又は変更の別	交付、再交付又は変更の年月日

備考

- 1 次の場合には、この登録証を届出書とともに和歌山県教育委員会に提出してください。
  - (1) 登録文化財の所有者が変更したとき。
  - (2) 登録文化財の所有者の氏名、名称又は住所を変更したとき。
  - (3) 登録文化財の所在の場所を変更しようとするとき。
  - (4) この登録証が著しく破損又は汚損した場合において登録証の再交付を申請するとき。
- 2 登録を抹消されたときは、登録証を返付してください。

別記第4号様式中「(第3条関係)」を「(第3条の4関係)」に、「指定書(認定書)再交付申請書」を「指定書(認定書、選定書、登録証)再交付申請書」に、「指定書を」を「指定書(認定書、選定書、登録証)を」に、「(認定)」を「(認定、選定、登録)」に、「指定書(認定書)の」を「指定書(認定書、選定書、登録証)の」に改める。

別記第5号様式中「指定文化財」を「指定(登録)文化財」に改め、「指定書」の次に「(登録証)」を加える。

別記第6号様式中「選定)」を「選定、登録)」に、「選定書)」を「選定書、登録証)」に改める。

別記第7号様式中「指定文化財」を「指定(登録)文化財」に、「指定された」を「指定(登録)された」に改め、「指定書」の次に「(登録証)」を加える。

別記第9号様式から別記第11号様式までの規定中「指定文化財保存活用計画」を「指定文化財等保存活用計画」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の和歌山県文化財保護条例施行規則第2号様式による指定書は、この規則による改正後の和歌山県文化財保護条例施行規則別記第2号様式による指定書とみなす。

3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

和歌山県教育委員会規則第4号

和歌山県大学生等進学支援金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月25日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

和歌山県大学生等進学支援金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県大学生等進学支援金貸与条例施行規則(令和3年和歌山県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(貸与対象者) 第4条 略 2 略 3 条例第3条第1項第6号に規定する経済的理由により修学が困難であると認められる者は、 <u>次に掲げる者とする。</u>	(貸与対象者) 第4条 略 2 略 3 条例第3条第1項第6号に規定する経済的理由により修学が困難であると認められる者は、 <u>保護者が、進学支援金の貸与を申請した日の属する年度において、地方税法(昭和25年法律第226号)附則第3条の3第4項の規定により、同法第292条第1項第2号に規定する市町村民税の所得割(以下「市町村民税所得割」という。)が課されていない者(同法第323条の規定により市町村民税が免除されている場合を含む。)であることとする。</u>
(1) <u>その者の保護者等(条例第3条第1項第5号に該当する者をいう。以下同じ。)が、進学支援金の貸与を申請した日の属する年度において、地方税法(昭和25年法律第226号)附則第3条の3第4項の規定により、同法第292条第1項第2号に規定する市町村民税の所得割(以下「市町村民税所得割」という。</u>	



が課されていない者(同法第323条の規定により市町村民税が免除されている場合を含む。)である者

- (2) 次に掲げる要件のいずれにも該当する者
- ア その者の保護者等の収入により生計を維持している在学者等(法第1条に規定する学校若しくは法第124条に規定する専修学校(一般課程を除く。)に在学するもの又は小学校就学の始期に達するまでのものである者をいう。以下この号において同じ。)の数が3以上であること。
- イ その者の保護者等の市町村民税所得割の額が当該保護者等の収入により生計を維持している在学者等の数から2を除いた数に3万円を乗じて得た額以下であること。

4 前項(第1号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、第9条に規定する継続申請において、その者の保護者等に市町村民税所得割が課された場合であっても、その合計額が20万円以下であるときは、市町村民税所得割が課されていないものとみなす。ただし、連続して2回、その者の保護者等に市町村民税所得割が課された場合は、この限りではない。

5 略

(進学支援金の申請)

第5条 進学支援金の貸与の申請をする者(以下「貸与申請者」という。)は、教育長に対して、和歌山県大学生等進学支援金貸与申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添付し、その者が在学又は卒業している高等学校等の学校長(以下「高等学校長等」という。)を経由して、教育長が別に定める日までに提出しなければならない。

- (1)・(2) 略
- (3) その者の保護者等の所得を証明する書類
- (4) 略
- (5) 日本学生支援機構給付型奨学金・第一種奨学金支給等申込状況調査同意書(別記第3号様式)
- (6) その他教育長が別に定める書類

2 略

(継続申請)

第9条 継続して進学支援金の貸与を受けようとする者(以下「継続貸与申請者」という。)は、教育長に対して、和歌山県大学生等進学支援金貸与申請書(継続用)(別記第6号様式)に次に掲げる書類を添付し、教育長が別に定める日までに提出しなければならない。

- (1) その者の保護者等の住民票の写し
- (2) その者の保護者等の所得を証明する書類
- (3) 略
- (4) 日本学生支援機構給付型奨学金・第一種奨学金支給等申込状況調査同意書(継続用)(別記第8号様式)
- (5) その他教育長が別に定める書類

2 略

(借用証書の提出等)

第10条 第8条及び前条第2項の規定による進学支援金の貸与の決定を受けた者(以下この条において「貸与決定者」という。)は、進学支援金借用証書・返還誓約書(別記第9号様式)を速やかに教育長に提出するとともに、次に掲げる書類を貸与が決定された日が属する年度の翌年度の6月末日までに教育長に提出しなければならない。ただし、教育長が当該貸与決定者に

が課されていない者(同法第323条の規定により市町村民税が免除されている場合を含む。)である者

- (2) 次に掲げる要件のいずれにも該当する者
- ア その者の保護者等の収入により生計を維持している在学者等(法第1条に規定する学校若しくは法第124条に規定する専修学校(一般課程を除く。)に在学するもの又は小学校就学の始期に達するまでのものである者をいう。以下この号において同じ。)の数が3以上であること。
- イ その者の保護者等の市町村民税所得割の額が当該保護者等の収入により生計を維持している在学者等の数から2を除いた数に3万円を乗じて得た額以下であること。

4 前項の規定にかかわらず、第9条に規定する継続申請において、保護者に市町村民税所得割が課された場合であっても、その合計額が20万円以下であるときは、市町村民税所得割が課されていないものとみなす。ただし、連続して2回、保護者に市町村民税所得割が課された場合は、この限りではない。

5 略

(進学支援金の申請)

第5条 進学支援金の貸与の申請をする者(以下「貸与申請者」という。)は、教育長に対して、和歌山県大学生等進学支援金貸与申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添付し、その者が在学又は卒業している高等学校等の学校長(以下「高等学校長等」という。)を経由して、教育長が別に定める日までに提出しなければならない。

- (1)・(2) 略
- (3) 保護者の所得を証明する書類
- (4) 略
- (5) 日本学生支援機構給付型奨学金(学資支給金)支給申込状況調査同意書(別記第3号様式)

2 略

(継続申請)

第9条 継続して進学支援金の貸与を受けようとする者(以下「継続貸与申請者」という。)は、教育長に対して、和歌山県大学生等進学支援金貸与申請書(継続用)(別記第6号様式)に次に掲げる書類を添付し、教育長が別に定める日までに提出しなければならない。

- (1) 保護者の住民票の写し
- (2) 保護者の所得を証明する書類
- (3) 略
- (4) 日本学生支援機構給付型奨学金(学資支給金)支給申込状況調査同意書(継続用)(別記第8号様式)

2 略

(借用証書の提出等)

第10条 第8条及び前条第2項の規定による進学支援金の貸与の決定を受けた者は、進学支援金借用証書・返還誓約書(別記第9号様式)を速やかに教育長に提出するとともに、次に掲げる書類を貸与が決定された日が属する年度の翌年度の6月末日までに教育長に提出しなければならない。

ついて、機構から給付型奨学金の支給又は第一種奨学金の貸与を受けていることを確認した場合には、第2号に掲げる書類を提出することを要しない。

- (1) 略
- (2) 給付型奨学金の支給又は第一種奨学金の貸与を受けていることを証する書類

(変更の届出)

第13条 進学支援金の貸与を受けている者又は貸与を受けた者は、次のいずれかに該当する場合は、速やかに変更届出書(別記第10号様式)を教育長に提出しなければならない。

- (1)・(2) 略
- (3) その者の保護者等の住所又は氏名に変更があった場合

- (1) 略
- (2) 給付型奨学金を受給していることを証する書類

(変更の届出)

第13条 進学支援金の貸与を受けている者又は貸与を受けた者は、次のいずれかに該当する場合は、速やかに変更届出書(別記第10号様式)を教育長に提出しなければならない。

- (1)・(2) 略
- (3) 保護者の住所又は氏名に変更があった場合

別記第1号様式及び別記第2号様式(表面)を次のように改める。

別記第1号様式 (第5条関係)

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

### 和歌山県大学生等進学支援金貸与申請書

私は、和歌山県大学生等進学支援金の貸与を受けたいので、和歌山県大学生等進学支援金貸与条例施行規則第5条第1項の規定により関係書類を添えて、次のとおり申請します。

写真貼付

- 1 縦 36~40mm  
横 24~30mm
- 2 申請者本人の写真
- 3 申請日より過去3ヶ月以内のカラー写真
- 4 胸から上を映したもの
- 5 裏面に氏名記入

申請者	ふりがな		生年月日	年 月 日	
	氏名 (自署)		電話番号	自宅	
				携帯	
	住所	〒			
保護者等	ふりがな		生年月日	年 月 日	
	氏名 (自署)		電話番号	自宅	
				携帯	
	住所	〒			
保護者等	ふりがな		生年月日	年 月 日	
	氏名 (自署)		電話番号	自宅	
				携帯	
	住所	〒			

保護者等の欄には、本人が未成年者の場合には、保護者が上記のそれぞれの欄に自署してください。  
 本人が成年の場合には、未成年時の保護者であった者で、現在も本人の生計を維持している者が自署してください。保護者とは、民法に定める親権者（通常は両親）又は後見人をいいます。

志望大学等名	立	大学	学部	学科
		専修学校	課程	
出身校名	立	高等学校	在学中	
			年卒業	

別記第2号様式(第5条関係)

(表面)  
同意書

## 1 進学支援金の貸与に係る事項

(1) 進学支援金の貸与対象者は、次に掲げる全ての要件を満たす者をいいます。

いずれかに該当しなくなった場合、進学支援金の貸与を受けられなくなります。

ア 進学支援金の申請をした日が属する年度の翌年度の4月1日以降に大学等へ入学しようとするものであって、引き続き大学等に在学する者

イ 進学支援金の申請をした日において高等学校等を卒業した又は卒業する見込みであること。

ウ 高等学校等の全履修科目の評定平均値が5段階評価で3.5以上であること。

エ 独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)の給付型奨学金又は第一種奨学金の採用候補者で、大学等進学後も機構から給付型奨学金の支給又は第一種奨学金の貸与を受けていること。

オ 保護者等が和歌山県内に住所を有していること。

カ 保護者等の市町村民税所得割が非課税であること(ただし、市町村民税所得割が課税されている場合であっても、3子(在学者等に限り。)以上の生計を維持し、所定の要件に該当しているときは、進学支援金の貸与を受けることができます。)

キ 次に掲げる修学のための貸与を受けていないこと。

(ア) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の定めるところにより貸与される修学資金

(イ) 生活福祉資金貸付事業補助規則の定めるところにより貸与される教育支援費

(ウ) 和歌山県地域医療医師確保修学資金貸与規則の定めるところにより貸与される和歌山県地域医療医師確保修学資金

(エ) 和歌山県地域医師確保修学資金貸与規則の定めるところにより貸与される和歌山県地域医師確保修学資金

(オ) 和歌山県看護職員修学資金貸与条例の定めるところにより貸与される保健師修学資金、助産師修学資金又は看護師修学資金

※ イ、ウは初年度の申請のみの要件とします。

(2) 進学支援金の貸与金額は、1年度につき60万円とし、連続する4年度を上限とします。

(3) 進学支援金の貸与を受けた者は、貸与を受けた翌年度の6月末日までに下記の書類を提出してください。

ア 大学等の在学証明書

イ 機構の給付型奨学金の支給又は第一種奨学金の貸与を受けていることが確認できる書類(例:奨学生証の写し(提出年度時に発行されたもの))

(4) 進学支援金の貸与申請者は、次に該当することとなった場合は速やかに県に届け出てください。

ア 本人や保護者等の氏名又は住所に変更があった場合

イ 転学、休学又は退学した場合

ウ 進学支援金の貸与を辞退しようとする場合

※ 保護者等とは、未成年者は親権者、成人に達した者は未成年時の親権者かつ現在本人の生計を維持している者とする。また、未成年時の親権者が不在の場合は、現に本人の生計を維持している者とする。

## 2 進学支援金の支給決定取消等に係る事項

(1) 次のいずれかに該当した場合、進学支援金の貸与は**取消し**になります。※ 取消しになると既に貸与を受けた進学支援金を返還していただくことになります。

ア 偽りその他の不正な手段により、進学支援金の貸与を受けることとなったことが判明したとき。

イ 1(3)に記載されている書類を提出しなかったとき。

(2) 次のいずれかに該当した場合、進学支援金の貸与は**打切り**になります。※ 打切りになると進学支援金の貸与を受けることができず、かつ、今後も貸与申請を行うことができません。

ア 進学支援金の貸与を受けることを辞退したとき。

イ 大学等を退学したとき。

(3) 次のいずれかに該当した場合、進学支援金の貸与は**停止**になります。※ 停止になると進学支援金の貸与を受けることができませんが、翌年度の貸与申請は行うことができます。

ア 大学等を休学したとき。

イ 給付型奨学金の支給又は第一種奨学金の貸与が停止されたとき。

別記第2号様式(裏面)中「保護者」を「保護者等」に改める。

別記第3号様式中

「日本学生支援機構給付型奨学金(学資支給金) 支給申込状況調査同意書」を「日本学生支援機構給付型奨学金・第一種奨学金 支給等申込状況調査同意書」

に、「(学資支給金)の」を「又は第一種奨学金の」に改める。

別記第4号様式中「(学資支給金)」を「又は第一種奨学金」に改める。

別記第6号様式を次のように改める。

別記第6号様式 (第9条関係)

(表面)

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

和歌山県大学生等進学支援金貸与申請書(継続用)

私は、継続して和歌山県大学生等進学支援金の貸与を受けたいので、和歌山県大学生等進学支援金貸与条例施行規則第9条第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。  
 なお、申請に当たっての同意事項(裏面参照)について内容を確認した上、同意します。

申請者氏名

年 月 日生

(申請者本人が、自署してください。)

在籍大学等名	立	大学	学部	学科
		専修学校	課程	
入 学 年 度	年	月	入学	学部等の変更の有無 有・無 (有の場合 年 月変更)

支援金の貸与実績

回数	支援金の貸与を受けた年月日(※)	貸与を受けた金額
1回目	年 月 日	金 万円
2回目	年 月 日	金 万円
3回目	年 月 日	金 万円

※ 通帳に入金された日を記載してください。

申請に当たっての同意事項(裏面参照)について内容を確認した上、同意します。

保護者等	ふりがな		本人との続柄	〒
	氏名			住所
(自署)	生年月日	年 月 日		自宅 携帯電話
	ふりがな		本人との続柄	〒
	氏名			住所
	生年月日	年 月 日		自宅 携帯電話

保護者等の欄には、本人が未成年時における保護者であった者であり、現在も本人の生計を維持している者が自署してください。保護者とは、民法に定める親権者(通常は両親)又は後見人をいいます。

(裏面)

同意事項

※必ずお読みください。

1 進学支援金の貸与に係る事項

(1) 進学支援金の貸与対象者は、次に掲げる全ての要件を満たす者をいいます。

※ いずれかに該当しなくなった場合、進学支援金の貸与を受けられなくなります。

ア 進学支援金の申請をした日が属する年度の翌年度の4月1日以降に大学等へ入学しようとするものであって、引き続き大学等に在学する者

イ 独立行政法人日本学生支援機構 (以降「機構」という。) の給付型奨学金の支給又は第一種奨学金の貸与を受けていること。

ウ 保護者等が和歌山県内に住所を有していること。

エ 保護者等の市町村民税所得割が非課税であること。ただし、2回目以降の申請で保護者に課せられた市町村民税の所得割の合計額が20万円以下の場合には非課税とみなす (連続して2回課せられた場合を除く。)

また、市町村民税所得割が課税されている場合であっても、3子 (在学者等に限り。) 以上の生計を維持し、所定の要件に該当しているときは、進学支援金の貸与を受けることができます。

オ 次に掲げる修学のための貸与を受けていないこと。

(ア) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の定めるところにより貸与される修学資金

(イ) 生活福祉資金貸付事業補助規則の定めるところにより貸与される教育支援費

(ウ) 和歌山県地域医療医師確保修学資金貸与規則の定めるところにより貸与される和歌山県地域医療医師確保修学資金

(エ) 和歌山県地域医療医師確保修学資金貸与規則の定めるところにより貸与される和歌山県地域医療医師確保修学資金

(オ) 和歌山県看護職員修学資金貸与条例の定めるところにより貸与される保健師修学資金、助産師修学資金又は看護師修学資金

(2) 進学支援金の貸与を受けた者は、貸与を受けた翌年度の6月末日までに大学等の在学証明書を提出してください。

(3) 進学支援金の貸与申請者は、次に該当することとなった場合は速やかに県に届け出てください。

ア 本人や保護者等の氏名又は住所に変更があった場合

イ 転学、休学又は退学した場合

ウ 支援金の貸与を辞退しようとする場合

2 進学支援金の支給決定取消等に係る事項

(1) 次のいずれかに該当した場合、進学支援金の貸与は取消しになります。

※ 取消しになると既に貸与を受けた進学支援金を返還していただくこととなります。

ア 偽りその他の不正な手段により、進学支援金の貸与を受けることとなったことが判明したとき。

イ 大学等の在学証明書を提出しなかったとき。

(2) 次のいずれかに該当した場合、進学支援金の貸与は打ち切りになります。

※ 打ち切りになると進学支援金の貸与を受けることができず、かつ、今後も貸与申請を行うことができなくなります。

ア 進学支援金の貸与を受けることを辞退したとき。

イ 大学等を退学したとき。

(3) 次のいずれかに該当した場合、進学支援金の貸与は停止になります。

※ 停止になると進学支援金の貸与を受けることができませんが、翌年度の貸与申請は行うことができます。

ア 大学等を休学したとき。

イ 給付型奨学金の支給又は第一種奨学金の貸与が停止されたとき。

3 進学支援金の返還に係る事項

(1) 返還は大学等を卒業した日の属する月の翌月から起算して1年を経過した後20年以内に返還しなければなりません。

(2) 延滞した場合、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき金額に年10.95%の割合に乗じて計算した額が延滞金として課されます。

(3) 返還期日前に、貸与を受けた進学支援金の全部又は一部を繰り上げて返還することができます。

(4) 進学支援金の貸与終了後、連帯保証人を変更するときは、速やかに県へ届け出てください。

(5) 進学支援金の貸与終了後、本人又は連帯保証人の氏名、住所又は電話番号に変更があったときは、速やかに県に届け出てください。

本人がこの届出を怠ったため、県が本人から最後に届出のあった氏名及び住所に宛てて通知又は書類を送付した場合には、遅着し、又は到着しなかったときでも、通常到着したものとします。

(6) 本人が経済的理由により、所定の返還期間内に進学支援金を返還することができないと認められる場合には、返還期間を教育委員会が定める期間を限度として延長することができます。

(7) 本人が次のいずれかに該当するときは、届け出ることにより、返還を猶予します。

ア 本人が短期大学、大学、大学院又は専修学校の専門課程に在学するとき。

イ 災害、傷病、経済的理由その他やむを得ない事由により進学支援金の返還が著しく困難になったと認められるとき。

(8) 本人が次のいずれかに該当するときは、届け出ることにより、貸与を受けた進学支援金の全部又は一部を免除することができます。

ア 大学等を卒業した日の属する月の翌月から起算して1年以内に和歌山県内における居住及び就業 (就業先は和歌山県内外を問わない) を開始し、その居住等をした期間が6月以上のとき (注)。

イ 本人が死亡したとき。

ウ 精神又は身体の障害により労働能力を喪失し、進学支援金を返還することができなくなったと認められるとき。

4 保証に係る事項

進学支援金の貸与申請者は、進学支援金の貸与決定を受けた場合速やかに和歌山県大学生等進学支援金借用証書・返還誓約書を提出してください。

(注) 居住等の期間が6月以上の場合は次の表のとおり免除の額を計算します。

県内における居住の期間	県外又は県内における就業の期間	免除の額
3年	3年	全額
3年	6月以上3年未満	返還金の額に次の式により算出した割合を乗じて得た額 1/3×就業の期間/3年+2/3
6月以上3年未満	6月以上3年未満	返還金の額に次の式により算出した割合を乗じて得た額 1/3×就業の期間/3年+2/3×居住の期間/3年

別記第7号様式中 「保護者 住所  
(自署) 氏名」 及び「及び独立行政法人日本学生支援機構の給付型奨学金(学資

支給金)に係る給付証明書又は相当と認める書類」を削り、「提出しなかった場合」の次に「又は日本学生支援機構の給付型奨学金の支給若しくは第一種奨学金の貸与を受けていなかった場合」を加える。

別記第8号様式を次のように改める。



別記第8号様式 (第9条関係)

日本学生支援機構給付型奨学金・第一種奨学金  
支給等申込状況調査同意書 (継続用)

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

申請者 住所  
(自署) 氏名

私は、継続して和歌山県大学生等進学支援金の貸与を申請するに当たり、独立行政法人日本学生支援機構 (独立行政法人日本学生支援機構法 (平成15年法律第94号) に規定する法人をいう。) の給付型奨学金の支給又は第一種奨学金の貸与の決定の状況その他県教育長が必要と認める事項について、独立行政法人日本学生支援機構へ照会等の調査を行うことについて同意します。

別記第9号様式に注として次のように加える。

注 本書は租税特別措置法（昭和30年法律第26号）第91条の3第1項又は第2項の規定の適用により印紙税は課税されません（印紙の貼付は必要ありません。）。

別記第10号様式を次のように改める。

別記第10号様式 (第13条関係)

変更届出書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

貸与決定番号	
氏名	
住所	(〒 - ) 自宅及び携帯電話

次のとおり (住所・氏名・学校・学籍) 等を変更したので、和歌山県大学生等進学支援金貸与条例施行規則第13条の規定により届け出ます。

変更項目に○		変更前	変更後
1. 本人	氏名		
	住所	(〒 - ) 自宅 携帯電話	(〒 - ) 自宅 携帯電話
2. 保護者等	氏名		
	住所	(〒 - ) 自宅 携帯電話	(〒 - ) 自宅 携帯電話
	氏名		
	住所	(〒 - ) 自宅 携帯電話	(〒 - ) 自宅 携帯電話
3. 転学	学校名		
4. <input type="checkbox"/> 休学 <input type="checkbox"/> 退学	理由等		休学の場合は 年 月 から その期間 年 月
上記 1~4の 詳細等	(1) 異動等があった日又は予定日		年 月 日
	(2) 異動等の理由 (4を除く。2つ以上ある場合、それぞれ記入してください。)		
	(3) 日本学生支援機構の給付型奨学金又は第一種奨学金に係る『転学奨学金継続願』の提出の有無 有・無 (いずれかを○で囲んでください。) (提出日: 年 月 日)		
	(4) 給付型奨学金又は第一種奨学金に係る『留学奨学金継続願』の提出の有無 有・無 (いずれかを○で囲んでください。) (提出日: 年 月 日)		
	(5) 休学・退学の場合の給付型奨学金又は第一種奨学金に係る手続の有無 有・無 (いずれかを○で囲んでください。) (提出日: 年 月 日)		
備考 給付型奨学金又は第一種奨学金の『転学奨学金継続願』及び『留学奨学金継続願』については名称が変更される可能性があります。			

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。